

# 年 金 恩 給 の 種 類 と 転 給

(千人)

(千人)

本 人 に 対 す る 給 付		受給者数	( 転 給 関 係 )	遺 族 に 対 す る 給 付		受給者数	
普 通 恩 給	最短期限(文官等17年、旧軍人 兵・下士官12年、 准士官以上13年)以上在職して退職した者  ○最低保障額 例えば 長期在職者の場合(高齢者) …… 1,208,600円 } } 短期在職者の場合(実在6年未満) … 606,500円	0.3	・ → (平病死)	普 通 扶 助 料	普通恩給受給者の遺族 ○最低保障額(寡婦加算 162,000円を含む額) 例えば 長期在職者の場合 …… 1,007,100円 } } 短期在職者(実在6年未満) …… 593,900円	44	
傷 病 恩 給	増 加 恩 給	公務傷病により、重度の障害を有する者(項症者)  ○第1項症 … 6,106,400円 } } 第7項症 … 1,977,200円	・ → (公務死) ・ → (平病死)	公 務 扶 助 料	公務傷病により死亡した者の遺族(戦没者の遺族が その代表例) ○最低保障額(遺族加算 162,000円を含む額) …… 2,097,500円	2	
		○第1項症 … 6,106,400円 } } 第7項症 … 1,977,200円		} この他、必ず普 } 通恩給が併給さ } れる。	増 加 非 公 死 扶 助 料	公務傷病以外の事由により死亡(平病死)した増加 恩給受給者の遺族 ○最低保障額(遺族加算 162,000円を含む額) …… 1,677,900円	2
	傷 病 年 金	公務傷病により、増加恩給の程度には達しないが、 一定程度以上の障害を有する者(款症者)  ○第1款症 …… 1,799,000円 } } 第4款症 …… 1,025,400円	0.1	・ → (職務関連死)	特 例 扶 助 料	昭16. 12. 8 以後、本邦等で職務に関連する傷病に より死亡した旧軍人等の遺族 ○最低保障額(遺族加算 162,000円を含む額) …… 1,677,900円	0.1
	特 例 傷 病 恩 給	昭16. 12. 8 以後、本邦等で職務に関連する傷病に より障害を有する旧軍人等  ○第1項症 …… 4,655,300円 } } 第5款症 …… 792,800円	0.01	・ → (平病死)	傷 病 者 遺 族 特 別 年 金	平病死した傷病年金又は特例傷病恩給の受給者の 遺族 ○傷病年金等の受給者の遺族(遺族加算 162,000円 を含む額) …… 593,900円	2
		0.48				51	
						51	

(注1) 受給者数は令和8年度予算人員、金額は令和8年度恩給年額である。

(注2) 恩給法において遺族とは、「配偶者、未成年の子、父母、重度障害(増加恩給が支給される程度の障害)を有する成年の子、祖父母」をいう。

(注3) 計数は、それぞれ四捨五入しているため計とは一致しない。

(注4) 受給者計には一般文官(計約1千人)を含んでいる。